

令和7年度第2回岡崎市景観審議会議事録

1 会議の日時 令和8年2月19日（木） 午前10時00分～午前11時30分

2 会議の場所 岡崎市役所分館2階202号室

3 会議の議題

- (1) 諮問第4号 景観重要建造物（舘播神社赤門）の指定について
- (2) 報告第1号 岡崎市景観計画の変更について
(乙川周辺地区（殿橋～明代橋（右岸））の景観形成重点地区の指定について)

4 会議に出席した委員（11名）

学識経験者	瀬口 哲夫
学識経験者	杉野 丞
学識経験者	水津 功
学識経験者	宮崎 晋一
学識経験者	中根 克弘
学識経験者	島津 達雄
各種団体	天野 裕
各種団体	奥野 幸子
各種団体	河内 利弘
各種団体	柴田 芳孝
公募市民	小早川 隆恵

5 事務局

都市政策部長		松澤 耕
都市政策部まちづくり推進課 課長		中田 真也
都市政策部まちづくり推進課 景観まちづくり係係長		中村 敦
都市政策部まちづくり推進課 景観まちづくり係主査		浅井 幸恵
都市政策部まちづくり推進課 景観まちづくり係事務員		前林 流成

6 会議の公開の可否について

本日の会議について、事務局から岡崎市景観審議会運営規程並びに岡崎市情報公開条例における会議の公開及び非公開に関する諸規定の説明を行うとともに、公開すべき旨の提案をしたところ、全会一致で承認された。

7 議事録署名者の指名

瀬口会長が議事録署名者に宮崎委員及び河内委員を指名した。

8 諮問第4号 景観重要建造物（舘播神社赤門）の指定について

議長が諮問第4号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者（まちづくり推進課）による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

宮崎委員

現在、屋根にブルーネット（防護ネット）がかかっているが、修理・葺替えなどの具体的な修復予定はあるか。また、市の支援はどのようなものがあるか。

事務局

現時点で明確な修理計画は提出されていない。地元でも瓦の落下を懸念しており、今後協議しながら修理の方向性を相談する予定。市としては景観重要建造物向けの補助制度を通じた支援などは可能で、必要に応じて案内する。

奥野委員

現在設置されている袖壁の支えも含めて指定するということか、将来的にどのように扱うのか。

事務局

袖壁にある支えは安全確保のための措置であり、恒久的なものではない。いったんはこちらも含めるが、将来的な修理で構造上の安全が確保できれば、除去していくよう所有者と協議する。

島津委員

岡崎城からの移築と伝わる門などはいくつかあるが、積極的に指定していくのか。

瀬口会長

基本的には文化財の対応になるかと思うが、文化財保護審議会においてどのように取り扱われているか、分かれば教えてほしい。

杉野委員

岡崎城からの移築と伝わる建物の詳細な件数は把握していないが、文化財の指定においては、建築年（移築年）が明確に分かるかどうか、判断材料のひとつとなる。

今回は神社の氏子総代方から市に対して建物の撤去について相談され、残していく方法の一つとして、文化財や景観重要建造物への指定を検討し始めたことが指定検討の経緯である。

市内外に岡崎城から移築されたと伝わるものはいくつかあるとのことだが、廃城令に伴う建物の払い下げ・移築は一般的な譲渡にあらず、記録に残らないことが多い。そうすると、

今回のように伝承に依拠することになるが、この伝承が確かなものかを確認する作業が必要となる。

本件においては、鬼瓦上の鳥衾の輪違紋が岡崎城本丸から出土した瓦の紋と類似するものであることが分かり、移築の傍証であると示すことができた。しかし、文化財指定においては、より明確な証拠が必要であるため、今回は地域の景観上のシンボルであるという観点から、景観重要建造物の指定について進められていると理解している。

島津委員

岡崎城移築と伝わるものについては、所有者から提案があつて動くのではなく、市として積極的に指定を進めてほしい。

瀬口会長

最近、福岡城（福岡市中央区）において博多区の崇福寺に移築されていた潮見櫓が城跡の元の位置へ復元されたことがあつた。また、大垣城（岐阜県大垣市）では、大垣城整備計画で、各務原市鶉沼にある旧大垣城鉄門（墨書で確認された。）とされる鉄門を戻したいということで交渉の上、大垣城に戻るようだ。伝承のものについては、確認することが前提になる。今後必要に応じて調査をしていただきたい。

小早川委員

先ほど杉野委員から、地元では撤去の話があつたという話があつたが、皆さんが残すことについて納得されているのかお聞きしたい。

事務局

神社は東阿知和町、堂前町、松橋町の3町で所有・管理をされており、それぞれの町から氏子総代が集まって諸事を決定している。今回の指定にあつても、管理の大変さから取り壊すことも考えていると話があつたが、建物の評価等を地元で共有し議論された中で、制度上の価値付けを進めることについて話があつた。提案にあつては、氏子等の意見を聴いたうえでのことと認識している。

島津委員

もともと岡崎城の念仏堂にあつたというなら、市が引き取つて岡崎城内に移築することも考えられるのではないか。

瀬口会長

明治5年に移築されたとすると、もう150年以上地域の景観として定着していることになる。景観法の趣旨からすれば、地域に定着した景観として認知されている。岡崎城への再移築には、伝承ではなく、根拠が必要となる。現地での保存は、地域の歴史と景観を維持するうえでは価値があるということになると思う。氏子さんたちの志に沿えるように、行政の支援を

続けてほしい。

諮問にあたっては、意見を2点付したい。一つ目は、安全管理のための屋根の覆いを将来的には景観上配慮したものに取り替えてもらうこと。二つ目に、将来的には改修や耐震といった構造的な安定を確保する対策をとってほしいということ、でどうか。

議長が諮問に関する質疑の終結を宣言した後、この件について意見を付して採決を行った結果、全員同意となった。この結果をもって、指定について了承し、その旨を答申することについて全会一致で決定した。

9 報告第1号 岡崎市景観計画の変更について

(乙川周辺地区(殿橋～明代橋(右岸))の景観形成重点地区の指定について)

議長が報告第1号に関する説明を求め、提出した資料に基づき説明者(まちづくり推進課)による説明が行われた。そして次の趣旨の質疑がなされた。

柴田委員

高さの規制に抵触する建物はあるのか。建て替える場合は、規制に合わせる必要があるか。

事務局

指定を検討している地区内に2棟ある。既存建造物は直ちに規制への適合が必要になるものではないが、将来建て替え等の行為の際に規制に適合させることになる。

瀬口会長

高さの規制について、金沢などは歴史的なまちなみを守るために商業地域でも高度地区の指定をしている。今のところ岡崎市は考えていないのか。

事務局

考えていない。

瀬口会長

個人的には、敷地の10mの範囲内で建物高さを抑えるよりも、乙川の対岸からの景観を重視して、地区計画による絶対高さの規制を検討した方がいいのではないかと思った。

柴田委員

屋外広告物についても同様の規制を行うのか。最近特に気になるのは、デジタルサイネージだが、規制があってもいいのではないか。

瀬口会長

デジタルサイネージについては、郊外の道路等にも作られているのを見かける。少し議論

をする必要があるのではないかと。また、旧岡崎城内や乙川沿いの建物の高さ等をどのように考えるのかということ、岡崎市景観審議会として議論し考えを提示すべきではないかと思う。

柴田委員

岡崎城天守閣から市内を見たときに目立つ看板もあるので、そういった視点からも考えてもらいたい。

瀬口会長

市民にプライドがある歴史的なまちなどでは、目立つ広告の掲出を許さない場合もある。岡崎市の歴史や景観の考え方を市民に知ってもらうことも今後の検討課題である。

杉野委員

河川法面の在り方や見通しについても書いてはどうか。

事務局

乙川河川緑地については、景観重要公共施設として位置付けて景観計画に記載している。

天野委員

高さ規制について、10mと15mの根拠を教えてください。

事務局

10mは、乙川沿道の幅が6～8m程度であり、同程度の幅を確保することで歩行者の圧迫感が軽減できるのではないかと考えた。また、15mについては、沿道際にある松の樹高が15m程度（3～4階）であり、これに合わせることで、対岸から見た際の圧迫感が低減できるのではないかと考えた。この数値については設定根拠を整理し、今後も精査・検討したい。

天野委員

景観形成重点地区の指定は、ここ数年で中央緑道周辺地区、乙川周辺地区と進んでいる。駆け込みで建築等される可能性もあるかもしれないが、今後の指定の方針を示しておくのではないかと。

事務局

中央緑道周辺地区と連続性が生じる空白部は将来的に繋げていく。また、岡崎城公園や乙川左岸を予定するほか、民間開発や地元の機運等を伺いながら地区の検討を進めていきたい。

瀬口会長

今回の地区は、岡崎城総曲輪内の桜馬場に該当する部分ではないかと思うので、そうであ

るならば、将来復元などを検討してほしいという個人的な気持ちがある。江戸時代の姿が感じられると面白いし、歴史を感じられると思う。殿橋の下流はさらに内郭に近づいていくので歴史的景観は異なるものとなるし、乙川左岸は大正以降もしくはそれ以前の市街地になっていく。どのような経過をたどって現在につながっているのか、景観計画を説明する中で、岡崎市が歴史を重視した計画内容としたいのであれば、地域の歴史性（歴史的風致、歴史的景観）を含めて考え伝えることで、高い建物を周辺に建ててほしくないとか、市の意図する方向性を示す方が地元には伝わりやすくなるのではないかと。

歴史性を特に重視しないのであれば、城下町ではなく普通の都市の景観を考えた計画として進めていくことになり、どちらに進むかの分かれ道となる。

河内委員

地区の指定範囲を道路境界から 20m とした理由を教えてください。建築基準法上高さ制限がない限りは高い建物を建てられるので、敷地内で部分的にセットバックするのではなく、もう少し広げない限りは意味がないのではないかと思います。

事務局

20m というのは、乙川沿道からの景観を重視していることや、1 件当たりの敷地の奥行を考慮して設定している。

河内委員

緑化については、もう少し規制してもいいのではないかと思います。高さの規制よりも、延床面積が現在想定する半分の面積の時でも緑化をする、住宅も緑化をするなど、延床面積に対する緑化面積を多少増減させつつもある程度は緑化してもらった方がいいのではないかと。

事務局

緑化については、景観形成一般地区における大規模建築物の規制を鑑みて設定している。乙川沿道の歩行者の目線からすると、高さよりも緑化の方が視界に入りやすく、居心地の良い空間になるのではないかと考えるので、整理検討する。

奥野委員

どういう人が多い地区やまちなみなのか、商業施設が多いのかという特徴によって、規制内容は変わってくると思う。家も商業施設もあるということ、高さが揃わない状態になる。その辺りをどういう数字で規制していくのか、根拠をもって設定できるといいと思う。また、杉野委員もおっしゃっていたが、植栽について、河川側法面には今は松や桜が比較的多くあるが、河川側の植栽が枯れてしまったときにどのようなことになるのかといったことも踏まえて考えるといいのではないかと。商業施設が増えてきたときに、河川側もうまく利用できるといいと感じた。

瀬口会長

緑化の件については、緑化地域制度を入れるのがいいのではないか。市内では広く大規模敷地等への緑化を推進し、景観部署がその大きな枠の中で補助等の細やかな手立てを講じることで、様々な敷地で緑化が進むようになることも考えられる。岡崎市の景観関係では、まちづくり協定を結んで緑化を推進している場所があると思うので、その動きを様々なところで芽吹かせ育てることで景観の水準を上げていく必要がある。

議長が報告第1号に関する質疑の終結を宣言し、報告が終了した。

10 その他連絡事項について

議長が全ての議事日程の終了を告げ、令和7年度第2回岡崎市景観審議会を閉会した。